

岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
<p>目次 略</p> <p>第1章 総則 第1節 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項 略 第2項 実施責任 1から4まで 略 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1及び2 略 3 指定地方行政機関 (1)から(13)まで 略 (14) 中部管区行政評価局（岐阜行政監視行政相談センター） ア 専用電話を備えた相談窓口の開設 イ 災害時における廃棄物に関すること ウ 特別行政相談所の開設</p> <p>4 略 5 指定公共機関 (1) NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と復旧 (2)から(12)まで 略 6及び7 略</p> <p>第4項 県民等の基本的責務 1 県民の責務 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 総則 第1節 略</p> <p>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1項 略 第2項 実施責任 1から4まで 略 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るとともに、地震災害発生時には災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力するものとする。</p> <p>6 略</p> <p>第3項 処理すべき事務又は業務の大綱 1及び2 略 3 指定地方行政機関 (1)から(13)まで 略</p> <p>4 略 5 指定公共機関 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社 ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と復旧 (2)から(12)まで 略 6及び7 略</p> <p>第4項 県民等の基本的責務 1 県民の責務 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」が、防災の基本的な考え方であり、県民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。</p>	<p>字句の修正</p> <p>中部管区行政評価局の指定地方行政機関の指定に伴う追加</p> <p>社名の変更</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p><u>平時</u>から県及び市町村は、関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。<u>特に、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、岐阜県防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。</u>あわせて、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き及び事業継続計画の策定状況等の確認を行う。また、新たに協定を締結する際には、協定を締結する団体に加盟又は構成する企業等についても事業継続計画の策定及び改正の推進を図る旨を項目に盛り込むなど、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p><u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>この際、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強</p>	<p>(4) 関係機関と連携した防災対策の整備</p> <p><u>平常時</u>から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、</p> <p>協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行う</p> <p>など、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>さらに県は国と連携して、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市町村の災害対応能力の向上に努めるものとする。</p> <p>加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</p> <p>その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(5) 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u></p> <p>県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>BCPの策定及び見直しの推進のための修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>化を図るものとする。</p> <p>(6)から(8)まで 略</p> <p>(9) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県及び市町村は、<u>平時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p><u>(10) 避難生活支援体制の強化</u></p> <p><u>県及び市町村は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>第2項 略</p> <p>第3項 震災に関する調査研究</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。</p> <p>こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。</p> <p>地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。</p> <p>被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。</p> <p>また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための<u>被害想定調査</u>を積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。</p> <p>2 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、<u>平時</u>より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防</p>	<p>化を図るものとする。</p> <p>(6)から(8)まで 略</p> <p>(9) 被災者支援の仕組みの整備</p> <p>県及び市町村は、<u>平常時</u>から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>第2項及び第3項 略</p> <p>第3項 震災に関する調査研究</p> <p>1 基本方針</p> <p>地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の都市部への人口集中に伴い、ビルの高層化や地下街の発達、軟弱地盤地帯における大規模開発、さらには高速道路やライフライン施設等の高度集積化などにより、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。</p> <p>こうした地震災害に対しては、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。</p> <p>地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査するものとする。</p> <p>被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行うものとする。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意するものとする。</p> <p>また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための<u>防災アセスメント</u>を積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。</p> <p>2 略</p> <p>第2節 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1 方針</p> <p>自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、<u>平常時</u>より地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開し、県民の自助・共助意識の高揚を図る。この県民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域住民に対する普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示 <u> </u> の発令時にとるべき行動</p> <p>ウからケまで 略</p> <p>(2)から(8)まで 略</p> <p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、<u>平時</u>から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援</p> <p>県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性、<u>子ども</u>の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。</p> <p>県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>災意識の高揚を図る。また、県及び市町村は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門機関や専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。</p> <p>なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地域住民に対する普及</p> <p>県、市町村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p> <p>なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、<u>高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>ウからケまで 略</p> <p>(2)から(8)まで 略</p> <p>第3節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>地震災害発生時において、県計画、市町村計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、<u>平常時</u>から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施するものとし、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援</p> <p>県及び市町村は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力支援し、要配慮者や女性、<u>子ども</u>の参画を含めた多くの住民の参加を図っていくものとする。</p> <p>県は、住民の円滑な避難の実現に向けて、自治会などが実施する季節に応じた避難訓練の取組みを支援するものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p>	<p>避難情報に関する国の運用整理に即した表現とするため、「高齢者等避難」を削除</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 消防団、交番等との連携強化</p> <p>県、市町村_____は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所と<u>防災士等の多様な主体と</u>の連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備・<u>連携体制の強化</u></p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p><u>また、国が進める被災者援護協力団体の登録及びそのデータベース整備の取組みを踏まえ、これら登録団体との平時からの連携強化に努め、災害時における防災ボランティア活動の環境整備を図るものとする。加えて、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政_____・NPO・ボランティア等<u>の三者で</u>連携し、<u>平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における<u>防災</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、<u>防災</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を</p>	<p>第4節 自主防災組織の育成と強化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 消防団、交番等との連携強化</p> <p>県、市町村及び県警察は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、交番及び駐在所と_____の連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備_____</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政、<u>社会福祉協議会</u>、NPO・ボランティア等が連携し、<u>平常時</u>の登録、_____研修や訓練の制度、災害時における<u>災害</u>ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、<u>災害</u>ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を</p>	<p>主体が県、市町村のため、県警察を削除</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>連携体制強化の記載に伴う節名称の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) ボランティア活動の推進 アからウまで 略</p> <p><u>エ 避難生活支援に取り組むボランティア人材の育成</u> <u>県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u></p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 廃棄物等に係る連絡体制の構築 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、<u> </u>土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備 1 及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) その他の応援体制 アからエまで 略</p> <p><u>オ 県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が被災地において円滑に活動できるよう、必要な資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 <u>県は、市町村における受援計画の作成及びその実効性の確保に向けて、必要に応じて適切な助言や情報提供等の支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(6) 受援体制・広域連携の強化 県は、過去の被災地支援に従事した職員のデータベース化を進めるものとする。 また、関係団体との災害時応援協定、国に<u>災害対応車両登録制度 (D-TRACE)</u>なども活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営ができるよう支援するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備 1 及び2 略</p>	<p>通じて推進するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) ボランティア活動の推進 アからウまで 略</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>(7) 廃棄物等に係る連絡体制の構築 県及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋_からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>第6節 広域的な応援体制の整備 1 及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) その他の応援体制 アからエまで 略</p> <p>(5) 受援体制の整備 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、応援職員等の執務スペースの確保、応援職員の効率的な配置や役割の明確化を図り、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、宿泊施設の確保に向けた民間施設等との協定の締結を進めるものとする。加えて、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や宿泊に供する車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>(6) 受援体制・広域連携の強化 県は、過去の被災地支援に従事した職員のデータベース化を進めるものとする。 また、関係団体との災害時応援協定、<u>国において進める移動型車両等のデータベース</u>なども活用し、被災市町村において速やかに適切な避難所運営ができるよう支援するものとする。</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備 1 及び2 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>国制度の開始に伴う表現の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 道路被害状況の迅速把握</p> <p><u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置</p> <p>県及び市町村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市町村は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置するとともに、<u>民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。</u></p> <p>県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>県及び市町村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県防災行政無線等の整備</p> <p>県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。</p> <p>また、<u>平時</u>から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。</p> <p>長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(7)まで 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害現場からの情報収集</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。</p> <p><u>また、収集した情報については、画像情報を関係機関間に迅速に共有する防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。</u></p>	<p>3 実施内容</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 道路被害状況の迅速把握</p> <p><u>国は、</u> <u>道路啓開等を迅速に行うため、</u> <u>協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。また、県は、発災後の発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の設置</p> <p>県及び市町村は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、県は、広域物資輸送拠点、市町村は、地域内輸送拠点（以下「広域物資輸送拠点等」という。）を設置する<u>ものとする。</u></p> <p>県は、市町村、関係指定（地方）公共機関と連携して緊急物資の広域物資輸送拠点等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。</p> <p>県及び市町村は、広域物資輸送拠点等への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>第8節 防災通信設備等の整備</p> <p>1 及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 県防災行政無線等の整備</p> <p>県は、電話やインターネット等が途絶した場合でも県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。</p> <p>また、<u>平常時</u>から定期及び随時に保守点検を実施するとともに、関係機関相互の連絡に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。</p> <p>長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。</p> <p>(2)から(7)まで 略</p> <p>(8) 情報の収集、伝達方法の多様化</p> <p>ア 略</p> <p>イ 災害現場からの情報収集</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>ウ 略</p> <p>(9) 情報システムの高度化等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 情報収集・連絡システム</p> <p>県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p> <p>県は、国の総合防災情報システム（SOBO－WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。</p> <p><u>県、市町村及び指定公共機関は、国が整備する災害対応基本共有情報（EEI）を踏まえ、災害時に関係機関との迅速かつ的確な情報連携が図れるよう、平時から関連システムの整備に努めるものとする。</u></p> <p>第9節 火災予防対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防力の整備強化</p> <p>ア及びイ 略</p> <p><u>ウ 津波警報下における消防活動体制の整備</u></p> <p><u>消防本部は、津波警報下での安全・的確な消防活動の実施のため、都道府県や市町村の防災担当部局等と連携した消防計画の策定等により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第10節 略</p> <p>第11節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては<u>子ども</u>を含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p>	<p>ウ 略</p> <p>(9) 情報システムの高度化等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 情報収集・連絡システム</p> <p>県及び市町村は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</p> <p>県は、国の総合防災情報システム（SOBO－WEB）と県被害情報集約システムとのデータ連携に向け、必要な改修などの機能強化に取り組むものとする。</p> <p>第9節 火災予防対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防力の整備強化</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>第10節 水害予防対策</p> <p>第16節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 避難計画の策定</p> <p>市町村は、地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては<u>子ども</u>を含む住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難誘導に係る計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努</p>	<p>劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 避難場所・避難所</p> <p>市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。</p> <p>また、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定締結や当該農地における防災訓練の実施等に努める。</p> <p>指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。</p> <p>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 指定避難所の指定</p> <p>指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p> <p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、貯水槽・給水タンク、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努</p>	<p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>めるものとする。</p> <p>また、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。</p> <p>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設においては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>ウからオまで 略</p> <p>(4) 在宅避難者等の支援</p> <p>市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>(5)から(9)まで 略</p> <p>(10) 帰宅困難者対策</p> <p>都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、火山災害において降灰の影響がある場合を含め、必要に応じて、一時滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(11)から(14)まで 略</p> <p>第12節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>ア 略</p>	<p>めるものとする。</p> <p>また、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は、研修会開催などを通じて、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う。</p> <p>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設においては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>ウからオまで 略</p> <p>(4) 在宅避難者等の支援</p> <p>市町村は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(5)から(9)まで 略</p> <p>(10) 帰宅困難者対策</p> <p>都市圏においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、<u>必要に応じて、一時滞在場所の確保等を推進するものとする。</u>また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。</p> <p>(11)から(14)まで 略</p> <p>第12節 必需物資の確保対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 備蓄の基本的事項</p> <p>ア 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救済物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、新物資システム（B-P L o）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u></p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 略 イ 避難行動要支援者名簿 市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> ウ 個別避難計画 市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>また、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救済物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</p> <p>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 地域ぐるみの支援体制づくり ア 略 イ 避難行動要支援者名簿 市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> ウ 個別避難計画 市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第15節 医療救護体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネートチームの設置 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。 災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 <u>また、災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。さらに、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(6)から(8)まで 略</p> <p>(9) 広域 <u>医療</u> 搬送拠点等の整備 県は、広域後方医療施設への重症者の広域 <u>医療</u> 搬送に当たり広域 <u>医療</u> 搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域 <u>医療</u> 搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。 市町村は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(10) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）構成員の人材育成 県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）<u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>(11)から(15)まで 略</p> <p>(16) 保健衛生活動</p>	<p>第15節 医療救護体制の整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害医療コーディネートチームの設置 災害医療に関する情報を専門的な知見から分析し、企画・提案などを行うほか、災害時における医療等関係機関との調整などを行うため、災害医療コーディネートチームを設置する。 県は、災害時の医療機関との連携強化のため、災害医療コーディネーターの養成を促進するものとする。 災害医療コーディネーター<u>及び</u>災害時小児周産期リエゾン _____ は、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言及び支援を行う。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）の整備 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う病院を岐阜DMAT指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、 _____ 岐阜DMAT運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(6)から(8)まで 略</p> <p>(9) 広域 <u>医療</u> 搬送拠点等の整備 県は、広域後方医療施設への重症者の広域 <u>医療</u> 搬送に当たり広域 <u>医療</u> 搬送拠点を県内2箇所（各務原市、高山市）に設置するとともに、広域 <u>医療</u> 搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運営に必要な資機材を整備する。 市町村は、地域の実状に応じて、県内他地域や近隣県へ患者を搬送するための域内搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(10) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）構成員の人材育成 県は、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援するために国が整備する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT） _____ の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>(11)から(15)まで 略</p> <p>(16) 保健衛生活動</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県保健医療計画の表現に合わせる修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（保健医療福祉調整本部）の整備に努めるものとする。<u>また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p>県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。</u>）の整備に努めるものとする。</p> <p>(17) 略</p> <p>第16節 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 建築物の防災対策</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備</p> <p>県及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき<u>平時</u>から事前に準備しておくよう努めるものとする。</p> <p>aからcまで 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>第18節 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 土地利用の適正誘導</p> <p>県及び市町村は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。</p> <p>この他地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、<u>地区防災計画</u>や防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>(7) 液状化対策</p> <p>県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アポイント）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。な</p>	<p>県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（保健医療福祉調整本部）の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(17) 略</p> <p>第16節 略</p> <p>第17節 まちの不燃化・耐震化</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 建築物の防災対策</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備</p> <p>県及び市町村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき<u>平常時</u>から事前に準備しておくよう努めるものとする。</p> <p>aからcまで 略</p> <p>オ 略</p> <p>(2)から(4)まで 略</p> <p>第18節 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 土地利用の適正誘導</p> <p>県及び市町村は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。</p> <p>この他地盤災害が発生すると思われる地域の人々へは、<u>防災カルテ</u>や防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。</p> <p>(2)から(6)まで 略</p> <p>(7) 液状化対策</p> <p>県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を県民に提供するとともに、自然災害回避（アポイント）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。な</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>お、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。</p> <p>県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を<u>地区防災計画</u>や防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。</p> <p>(8)及び(9) 略</p>	<p>お、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。</p> <p>県及び市町村は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</p> <p>市町村においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を<u>防災カルテ</u>や防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。</p> <p>(8)及び(9) 略</p>	<p>字句の修正</p>
<p>第20節 ライフライン施設対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) <u>上下水道施設の災害対応強化</u></p> <p><u>水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 下水道施設</p> <p>ア 県は、地震災害発生時における下水道機能の確保と二次災害の防止のため、下水道管理者へ次の支援等を行う。</p> <p>a 下水道施設の耐震化</p> <p>b 災害発生時の早期復旧体制の確保</p> <p>イ 下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、上下水道耐震化計画等に基づき、次の対策を行うものとする。</p> <hr/> <p>a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握</p> <p>b 下水道施設設備の耐震・液状化対策等</p> <p>c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）</p> <p>d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討</p> <p>e 管きよ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備</p> <p>f 下水道台帳の整備</p> <p>g 中部ブロック災害応援体制の整備</p> <p>(4) <u>浄化槽施設</u></p> <p><u>避難所その他公共施設の浄化槽管理者は、災害発生時における浄化槽の処理機能の低下又は停止を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても必要な衛生機能を維持するため、次の対策を行うものとする。</u></p>	<p>第20節 ライフライン施設対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下水道施設</p> <p>ア 県は、地震災害発生時における下水道機能の確保と二次災害の防止のため、下水道管理者へ次の支援等を行う。</p> <p>a 下水道施設の耐震化</p> <p>b 災害発生時の早期復旧体制の確保</p> <p>イ 下水道管理者は、地震災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、上下水道耐震化計画等に基づき、次の対策を行うものとする。</p> <p><u>また、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。</u></p> <p>a 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握</p> <p>b 下水道施設設備の耐震・液状化対策等</p> <p>c 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）</p> <p>d 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討</p> <p>e 管きよ内に光ファイバー等下水道管理用通信網の整備</p> <p>f 下水道台帳の整備</p> <p>g 中部ブロック災害応援体制の整備</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正 ※(1)を新設し記載</p> <p>避難所等における浄化槽の設置状況の把握等を行うた</p>

新	旧	修正理由
<p><u>a 浄化槽の設置状況の把握</u> <u>b 平時からの適切な維持管理（保守点検、清掃、法定検査）の徹底</u> <u>c 災害時における浄化槽の迅速な点検体制の整備</u> <u>d 停電・断水時においても必要な処理機能を確認するために必要な設備（非常用電源等）の確保</u> (5)から(11)まで 略 (12) ライフラインの代替機能の確保 県及び市町村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。 a 避難所その他公共施設での井戸の掘削 b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置 c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置 d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け <u>e 避難所その他公共施設における浄化槽の設置状況の把握及び適切な維持管理</u> <u>f 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定)</u> <u>g 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット</u> <u>h 新エネルギーシステムの導入</u> <u>i 市町村による、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害時に活用可能な水源として位置付けるための、災害用井戸・湧水の登録制度の整備</u> (13) 略</p> <p>第21節 文教対策 第1項 文教対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 文教施設の予防対策 学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。 ア 組織の整備 文教施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、<u>平時</u>からその組織を整備しておく イ 補修、補強等 <u>平時</u>から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。 ウ 略 (3)から(6)まで 略</p> <p>第2項 文化財保護対策 1 略 2 実施責任者 県 (<u>観光文化スポーツ部</u>) 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者 3 略</p>	<p>(3)から(9)まで 略 (10) ライフラインの代替機能の確保 県及び市町村は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。 a 避難所その他公共施設での井戸の掘削 b 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置 c 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置 d 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け e 仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定) f 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット g 新エネルギーシステムの導入</p> <p>(11) 略</p> <p>第21節 文教対策 第1項 文教対策 1及び2 略 3 実施内容 (1) 略 (2) 文教施設の予防対策 学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保安全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。 ア 組織の整備 文教施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、<u>平常時</u>からその組織を整備しておく イ 補修、補強等 <u>平常時</u>から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。 ウ 略 (3)から(6)まで 略</p> <p>第2項 略 1 略 2 実施責任者 県 (<u>環境エネルギー生活部</u>) 市町村 指定文化財等の所有者又は管理者 3 略</p>	<p>めの修正</p> <p>避難所における浄化槽の設置状況の把握等を行うための修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>所管の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第22節 略</p> <p>第23節 企業防災の促進</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 企業の取り組み</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 地域貢献・地域との共生</p> <p>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</p> <p>(2) 略</p> <p>第24節から第26節まで 略</p> <p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害派遣の要請</p> <p>県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。</p> <p>また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p> <p>(3)から(9)まで 略</p> <p>第4節 災害応援要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a から d まで 略</p> <p>e 指定行政機関等に対する要請</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うも</p>	<p>第22節 略</p> <p>第23節 企業防災の促進</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 企業の取り組み</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 地域貢献・地域との共生</p> <p>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</p> <p>第24節から第26節まで 略</p> <p>第3章 地震災害応急対策</p> <p>第1節及び第2節 略</p> <p>第3節 自衛隊災害派遣要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 災害派遣の要請</p> <p>県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶状況から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。</p> <p>また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送、消火等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</p> <p>(3)から(9)まで 略</p> <p>第4節 災害応援要請</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 広域的な応援</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県による応援要請</p> <p>a から d まで 略</p> <p>e 指定行政機関等に対する要請</p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。</p> <p>上段の応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うも</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>のとする。<u>また、指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、被災都道府県知事が災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、上段の応援の要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、応援をすることができる。</u></p> <p><u>市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u></p> <p>ウ 略 (2)から(8)まで 略</p> <p>第5節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 道路啓開等</p> <p><u>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</u></p> <p>県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第6節 通信の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1) 通信の確保 ア 情報通信手段の機能確保 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。</p> <p>県、市町村、<u>NTT西日本株式会社等通信事業者</u>は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</p> <p><u>NTT西日本株式会社</u>は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>ウ 略 (2)から(8)まで 略</p> <p>第5節 交通応急対策 第1項 道路交通対策 1及び2 略 3 実施内容 (1)から(3)まで 略 (4) 道路啓開等</p> <p>_____道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>県知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>第2項 略</p> <p>第6節 通信の確保 1及び2 略 3 実施内容 (1) 通信の確保 ア 情報通信手段の機能確保 県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。</p> <p>県、市町村、<u>西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社等</u>は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。</p> <p><u>西日本電信電話株式会社</u>は、災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>社名変更、表現の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>県、市町村等は、<u>平時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 被害状況等の調査・報告</p> <p>ア 被害状況等の報告方法</p> <p>県は、市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防防第111号、以下「即報要領」という。）による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <p>なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保するものとする。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、地域内に地震災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大でその市町村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市町村単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び政府本部を含む防災関係に共有するとともに、<u>収集した被害情報を新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に連絡する</u>ものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>第9節から第14節まで 略</p> <p>第15節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p>	<p>県、市町村等は、<u>平常時</u>より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 被害状況等の調査・報告</p> <p>ア 被害状況等の報告方法</p> <p>県は、市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災対法第53条による報告、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（平成24年5月31日消防防第111号、以下「即報要領」という。）による報告を一体として消防庁に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災対法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。</p> <p>なお、人的及び物的被害の状況把握にあたっては、県警察、医療機関等による被害状況把握結果との整合性を十分確保するものとする。特に人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、県警察、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、地域内に地震災害が発生した場合は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、県にその状況等を報告し、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。なお、被害の調査が、被害甚大でその市町村においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市町村単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、区域内の市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報<u>の</u>官邸及び政府本部を含む防災関係<u>への</u>共有<u>を図る</u>ものとする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>第9節から第14節まで 略</p> <p>第15節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所</p> <p>市町村は、災害時には、必要に応じ、<u>避難指示</u>の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>市町村は、<u>避難所</u>における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮</p>	<p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>ア 避難場所及び避難所の開設場所</p> <p>市町村は、災害時には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。</p> <p>市町村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。さらに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</p> <p>県及び市町村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p> <p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</p> <p>市町村は、<u>指定</u>避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。加えて、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトラック等のより快適なトイレの設置に配慮</p>	<p>避難情報に関する国の運用整理に即した表現とするため、「高齢者等避難」を削除</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>するよう努める。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等の運営における女性_____の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所_____における安全性の確保_____など、女性や子育て家庭_____のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報を「分散避難システム」等を活用し早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者、在宅避難者及び車中泊避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。また、支援拠点や車中泊避難スペースが設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を提供することとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>オ及びカ 略 (6)から(9)まで 略 (10) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11)及び(12) 略 (13) 広域一時滞在 ア 市町村の役割</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実にを行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>イ及びウ 略 (14) 略</p> <p>第 16 節から第 19 節まで 略</p> <p>第 20 節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p>	<p>オ及びカ 略 (6)から(9)まで 略 (10) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の提供</p> <p>県は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上、応急仮設住宅を提供するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。</p> <p>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</p> <p>県及び市町村は、学校等が避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、複合災害に備えるため、仮設住宅の入居者に対し避難場所、避難経路、ハザードマップ等の周知に努めるほか、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(11)及び(12) 略 (13) 広域一時滞在 ア 市町村の役割</p> <p>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p>イ及びウ 略 (14) 略</p> <p>第 16 節から第 19 節まで 略</p> <p>第 20 節 要配慮者・避難行動要支援者対策</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、<u>避難所</u>等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）<u>を派遣し、高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応するとともに、福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、避難所の避難者のみならず、在宅避難者や車中泊避難者に対しても、必要に応じて岐阜DWA Tを派遣し、福祉的支援を行うものとする。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策</p> <p>市町村は、災害時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。</p> <p>避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。</p> <p>県は、市町村が設置する避難所等において、福祉・介護サービスの供給に支障が生じた場合、被災市町村の要請に応じて災害派遣福祉チーム（岐阜DWA T）<u>の派遣を行う。</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第21節 略</p> <p>第22節 応急住宅対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども・若者</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>(8) 低所得世帯に対する住宅融資</p> <p>県及び市町村は、低所得世帯、母子世帯、<u>父子世帯、又は</u>寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。</p> <p>ア 生活福祉資金の災害援護資金</p> <p>イ 母子福祉資金の住宅資金</p> <p><u>ウ 父子福祉資金の住宅資金</u></p> <p><u>エ</u> 寡婦福祉資金の住宅資金</p> <p><u>オ</u> 災害援護資金の貸付</p> <p>(9)から(12)まで 略</p>	<p>第21節 略</p> <p>第22節 応急住宅対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅を含む）の運営管理</p> <p>市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、餓死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の目的外使用及び第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。また、女性や<u>子ども</u>の参画を推進し、女性や<u>子ども</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。</p> <p>(5)から(7)まで 略</p> <p>(8) 低所得世帯に対する住宅融資</p> <p>県及び市町村は、低所得世帯、母子世帯<u>あるいは</u>寡婦世帯について、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため賃金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。</p> <p>ア 生活福祉資金の災害援護資金</p> <p>イ 母子福祉資金の住宅資金</p> <p><u>ウ</u> 寡婦福祉資金の住宅資金</p> <p><u>エ</u> 災害援護資金の貸付</p> <p>(9)から(12)まで 略</p>	<p>字句の修正</p> <p>H26 母子及び父子並びに寡婦福祉法改正の反映</p>

新	旧	修正理由
<p>第23節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療等関係機関</p> <p>aからdまで 略</p> <p>e <u>岐阜県精神科病院協会</u></p> <p>f及びg 略</p> <p>エからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p><u>国、県、市町村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターは、地方公共団体に対して適宜助言を行うものとする。</u></p> <p>ク 後方医療活動の要請</p> <p>a 広域後方医療活動の要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>b 広域 <u>搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>の開設、運営</p> <p>県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域 <u>搬送拠点</u>において広域 <u>搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター、<u>災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域 <u>搬送拠点</u>から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、</p>	<p>第23節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療等関係機関</p> <p>aからdまで 略</p> <p>e <u>公益社団法人岐阜県精神科病院協会</u></p> <p>f及びg 略</p> <p>エからカまで 略</p> <p>キ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて医療関係機関又は政府本部に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>県は、その区域内又は近隣県からの災害派遣医療チーム（DMAT）等やドクターヘリ等の派遣に係る調整を行うものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）及び必要に応じた参集拠点などの確保を図るものとする。</p> <p>ク 後方医療活動の要請</p> <p>a 広域後方医療活動の要請</p> <p>県及び市町村は、必要に応じて広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>b 広域 <u>医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>の開設、運営</p> <p>県は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、関係機関と調整の上、広域 <u>医療搬送拠点</u>において広域 <u>医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）</u>を開設、運営する。また、県及び市町村は、関係機関と連携し、被災市町村内の医療機関等から広域搬送拠点までの重症者の搬送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター <u>及び災害時小児周産期リエゾン</u> は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>なお、県及び市町村は、他県等からの重症者を受け入れる場合、関係機関と調整の上、広域 <u>医療搬送拠点</u>から県内の医療機関までの重症者の搬送を実施するものとする。</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、</p>	<p>名称の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>県保健医療計画の表現に合わせる修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>県及び各市町村は<u>定期的に災害廃棄物に関する研修・訓練を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行い、災害廃棄物処理体制の強化及び計画の実効性の向上に努める</u>ものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>エ 災害廃棄物の処理</p> <p>国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、<u>仮置場・最終処分場</u>を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の<u>適正かつ円滑・迅速</u>な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等</p>	<p>体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>県及び各市町村は「<u>災害廃棄物処理計画</u>」の実効性を確保するために必要となる<u>演習及び研修</u>を実施し、災害廃棄物処理体制の強化<u>を図る</u>ものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p>エ 災害廃棄物の処理</p> <p>国、県及び市町村は、発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて、<u>仮置場、最終処分地</u>を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の<u>円滑かつ迅速</u>な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</p> <p>県は、災害が発生し、市町村の行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>国は、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うものとする。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</p> <p>なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第28節から第30節まで 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 水道施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 水道事業者の応急復旧対策</p> <p>aからeまで 略</p> <p><u>f 応急給水の実施</u></p> <p><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保し、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p><u>g 上下水道一体の応急措置</u></p> <p><u>水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(2) 下水道施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 下水道管理者の応急復旧対策</p> <p>a 略</p> <p>b <u>上下水道一体の応急措置</u></p> <p><u>水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第32節 文教災害対策</p> <p>第1項 文教対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p><u>(4) 学校支援チーム等の受援・派遣</u></p> <p><u>県教育委員会及び市町村教育委員会は、児童生徒の学びの継続を確保するため、国及び県外の地方公共団体と連携し、必要に応じて「被災地学び支援派遣等枠組み(D-E S T)」を活用し、国の職員や地方公共団体等の学校支援チーム、応援教職員、スクールカウンセラー等の派遣を受けるものとする。</u></p> <p><u>また、国や他の地方公共団体からの要請に応じ、必要に応じて、教職員、スクールカウンセラー等を派遣し、被災地の教育活動の早期再開を支援するものとする。</u></p>	<p>を講ずるものとする。</p> <p>(3) 略</p> <p>第28節から第30節まで 略</p> <p>第31節 ライフライン施設の応急対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 水道施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 水道事業者の応急復旧対策</p> <p>aからeまで 略</p> <p>(2) 下水道施設</p> <p>ア 略</p> <p>イ 下水道管理者の応急復旧対策</p> <p>a 略</p> <p>b <u>被害状況の把握及び応急対策</u></p> <p><u>下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第32節 文教災害対策</p> <p>第1項 文教対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 公衆電気通信の確保</p> <p>ア 警戒宣言時の重要な通信の確保</p> <p>公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、NTT西日本株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>イ 災害応急対策の実施準備活動</p> <p>NTT西日本株式会社は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、NTT中津川ビル局前特設公衆を事前設置して利用できるようにする。また、中津川市の各小学校、中学校等の各避難所には、事前に電話回線を設置して、避難所開設と同時に特設公衆電話として利用できるようにする。長期停電に備えて移動用電源車を県内に配備し、電源の確保を図るものとする。</p> <p>(5)から(8)まで 略</p> <p>第14節及び第15節 略</p> <p>第16節 大規模な地震に係る防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平時から防災訓練を実施する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民等に対する教育</p> <p>県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、<u> </u>映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p>aからiまで 略</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節から第3節まで 略</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p>	<p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) 公衆電気通信の確保</p> <p>ア 警戒宣言時の重要な通信の確保</p> <p>公衆電気通信については、居住者の相互連絡、学校、県、市等への問い合わせ等の増大により、通信の疎通が著しく困難となる事態の発生が予想され、西日本電信電話株式会社は、通信の疎通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図るとともに状況に応じ災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供して安否確認に必要な措置をとる。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。</p> <p>イ 災害応急対策の実施準備活動</p> <p>西日本電信電話株式会社は、発災により通信が途絶した場合に早急に通信の復旧を図るため、NTT中津川ビル局前特設公衆を事前設置して利用できるようにする。また、中津川市の各小学校、中学校等の各避難所には、事前に電話回線を設置して、避難所開設と同時に特設公衆電話として利用できるようにする。長期停電に備えて移動用電源車を県内に配備し、電源の確保を図るものとする。</p> <p>(5)から(8)まで 略</p> <p>第14節及び第15節 略</p> <p>第16節 大規模な地震に係る防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>第17節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民等に対する教育</p> <p>県は、市町村と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p>aからiまで 略</p> <p>(3)から(6)まで 略</p> <p>第5章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節から第3節まで 略</p> <p>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p>	<p>社名変更</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第1項 略</p> <p>第2項 防災対応の基本的な考え方</p> <p>県及び市町村は、<u>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン</u>（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。</p> <p>住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。</p> <p>住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。</p> <p>また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。</p> <p>第3項及び第4項 略</p> <p>第5節 略</p> <p>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住民等への伝達方法</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。</p> <p>高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。</p> <p>外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るものとする。</p> <p>県は、「南海トラフ地震臨時情報」<u>発表時に県民及び関係機関が円滑に適切な防災対応をとることができるよう、南海トラフ地震臨時情報の内容、発表時に実施する措置及び県民がとるべき行動についての周知や広報を行うとともに、発表時における地震リスク及び防災対応が平常時と異なる点、並びに主体的に自らの行動を判断し、あらかじめ行動内容を定めておくための意識の醸成に関する普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>第7節及び第8節 略</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、<u>平時</u>から防災訓練を実施する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第1項 略</p> <p>第2項 防災対応の基本的な考え方</p> <p>県及び市町村は、<u>南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン</u>（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。</p> <p>住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。</p> <p>住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。</p> <p>また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。</p> <p>第3項及び第4項 略</p> <p>第5節 略</p> <p>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達</p> <p>ア 略</p> <p>イ 住民等への伝達方法</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。</p> <p>高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。</p> <p>外国人に対しては、ホームページやSNS等様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るものとする。</p> <p>県は、「南海トラフ地震臨時情報」<u>について、県民への周知を図り、その認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行うものとする。</u></p> <p>ウ及びエ 略</p> <p>第7節及び第8節 略</p> <p>第9節 防災訓練</p> <p>1 方針</p> <p>南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、<u>平時</u>から防災訓練を実施する。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン改訂に伴う修正</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>字句の修正</p>

新	旧	修正理由
<p>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民等に対する教育 県は、市町村等と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、<u>映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u> また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。 ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動、<u>地震リスクや防災対応に関する平常時との違い、並びに自らの行動を主体的に考える意識の醸成</u></p> <p>イからコまで 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>(1) 基本方針の決定 大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。 <u>また、県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画の策定等、復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置 アからウまで 略 エ その他の特別の財政援助及び助成</p>	<p>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 住民等に対する教育 県は、市町村等と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに市町村等が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、<u>ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u> また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。 ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動</p> <p>イからコまで 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節 復旧・復興体制の整備</p> <p>第1項及び第2項 略</p> <p>第3項 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>(1) 基本方針の決定 大規模な地震災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。</p> <p>(2) 略</p> <p>第4項及び第5項 略</p> <p>第2節 略</p> <p>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 激甚災害に係る財政援助措置 アからウまで 略 エ その他の特別の財政援助及び助成</p>	<p>字句の修正</p> <p>南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 d 母子及び<u>父子並びに</u>寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例 e 水防資材費の補助の特例 f り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>(3) 略</p>	<p>a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 b 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 c 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 d 母子及び_____寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例 e 水防資材費の補助の特例 f り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 g 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助 h 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p> <p>(3) 略</p>	<p>H26 母子及び父子並びに寡婦福祉法改正の反映</p>
<p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略 3 実施内容 (1) 生活相談 市町村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。 県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。 <u>県及び市町村は、中部管区行政評価局（岐阜行政監視行政相談センター）が行う被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設及び特別行政相談所の開設等の特別行政相談活動に協力するものとする。</u> 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。 (2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略 カ 罹災証明書の交付 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 <u>また、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体、その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の</u></p>	<p>第4節 被災者の生活確保 1及び2 略 3 実施内容 (1) 生活相談 市町村は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。 県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図るものとする。</p> <p>居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、県、従前の居住地であった市町村及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援 アからオまで 略 カ 罹災証明書の交付 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、テレビ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。 また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p>	<p>中部管区行政評価局の指定地方行政機関の指定に伴う記載内容の修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

